

千葉県指定構造計算適合性判定機関指定基準の改定案の概要

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

1 改定理由

本県では、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、構造計算適合性判定業務（以下「判定業務」という。）を、国土交通大臣が指定した指定構造計算適合性判定機関（以下「機関」という。）のうち千葉県指定構造計算適合性判定機関指定基準（以下「指定基準」という。）に適合する機関又は知事が指定した機関に委任しているところである。

千葉県指定構造計算適合性判定機関委任基準において委任の要件となっている指定基準では、「判定手数料は、使用料及び手数料条例に掲げる県が判定を行う際の手数料と乖離しないものとする。」としているが、判定業務に係る手数料については、令和 6 年 9 月 30 日付け国住参建第 2375 号「構造計算適合性判定に係る手数料の設定について（通知）」により、機関による柔軟な手数料設定が可能となる基準とする等の必要な対応を講ずるよう、国土交通省から通知があったところである。

当該通知の内容を踏まえ、機関の実態に応じた手数料額の設定が可能となるよう、指定基準の一部を改定する。

2 改定内容

判定手数料について、「審査に要する費用の実態に照らし、適切な額とすること」とする。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日（予定）